

事務連絡
令和7年9月30日

各 都道府県介護保険担当課（室） 御中
市町村介護保険担当課（室）

厚生労働省老健局老人保健課
介護保険計画課

介護情報基盤関係事務に係る特定個人情報保護評価のためのひな形の送付について

介護保険行政の円滑な実施につきましては、日頃からご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

介護保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価の適切な実施については、「介護保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価の適切な実施について（依頼）」（平成27年12月25日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）にてお知らせしているところです。

介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険関係事務（以下「介護情報基盤関係事務」という。）の実施に当たっては、特定個人情報保護評価の実施が必要であり、今般、下記のとおり、特定個人情報保護評価のためのひな形を送付いたしますので、各市町村におかれましては、適切に評価を実施していただくよう、お願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、管内の広域連合及び関係する一部事務組合に周知していただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡については公益社団法人国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）と協議済みであることを申し添えます。

記

1. 特定個人情報保護評価のためのひな形について

- 別添1のとおり、介護情報基盤関係事務に関する特定個人情報保護評価書のひな形を送付いたします。
- なお、当該ひな形は、各市町村が介護保険関係事務について公表済みの評価書を修正することを想定し、介護情報基盤関係事務に関する基本情報や特定個人情報保護ファイルの概要、当該ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策等の記載例をお示しするものです。
- 各市町村の介護保険関係事務において保有する特定個人情報ファイルや市町村システムに関連する内容については、各保険者において公表済みの評価書の記載内容と比較・確認を行うなど、記載に当たっては十分にご留意ください。

2. 特定個人情報保護評価の実施期限について

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第28条において、行政機関の長や地方公共団体の機関等が、特

定個人情報ファイル（同条に規定する特定個人情報ファイルをいう。以下同じ。）を保有しようとするときは、特定個人情報保護評価を実施することとされています。

- 各保険者が介護情報基盤関係事務を実施するためには、国保中央会が運営する介護情報基盤に各市町村の介護保険システムにおいて保有する特定個人情報ファイルを連携させる必要があります。このため、各市町村におかれましては、介護保険システムを用いた介護情報基盤への初期セットアップを実施するまで（※）に、本評価を完了させ、特定個人情報保護評価書を公表していただくようお願いします。

※初期セットアップの段階で、各市町村の介護保険システムと国保中央会の介護情報基盤への特定個人情報ファイルの連携を行います（別添２）。

- なお、当該セットアップの日程につきましては、本年９月２日及び３日に開催した「介護情報基盤に係る自治体向け説明会」においてご案内しているとおり、アンケートの回答結果を踏まえ、今後、介護情報基盤の開発事業者からご案内いたします。

３．お問い合わせについて

- 介護情報基盤関係事務に係る特定個人情報保護評価の実施を含め、介護情報基盤に関するお問い合わせがございましたら、「[介護情報基盤ポータルサイト](#)」内のお問い合わせフォームからご連絡ください。

【送付物一覧】

- ・別添１：介護情報基盤関係事務に関する特定個人情報保護評価書のひな形
- ・別添２：介護情報基盤の概要 全体図

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

【介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務(記載例)】

(注意事項)

- ・既存の評価書に追記すべき事項を示した記載例です。
- ・記載例を元に既存の様式を修正するか、新規に作成ください。
- ・この様式をそのままシステムにアップロードしないでください。

評価書番号	評価書名

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

特記事項	

評価実施機関名

--

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

--

公表日

--

この様式については記載例(テンプレート)用に調整しているため、マイナンバー保護評価システムへアップロードすることはできません。評価書の作成にあたっては、マイナンバー保護評価システムもしくはデジタルPMOからダウンロードした様式を使用してください。

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

【記載例用様式】

①事務の名称

②事務の内容 ✖

〔※既存又は新規の評価書に以下事項を追記〕

○地域支援事業に関する事務

- ・被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、被保険者、介護サービス事業者その他の関係者が被保険者に係る情報を共有し、及び活用することを促進する事業として、介護情報基盤を活用した情報連携を実施する。

＜介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務＞

- ・市区町村は、介護情報基盤へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、介護保険関係情報、介護保険認定情報、介護保険住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の紐付け及び登録を行う。
- ・介護サービス事業所は、介護保険資格確認等WEBサービス経由で、事業所の利用者に関して市区町村が登録した情報の確認等を行う。
- ・住民は、マイナンバー経由で、本事務に係る自身の介護保険資格情報、介護保険認定審査進捗情報、介護保険住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の情報の確認等を行う。

③对象人数

[	]	<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
---	---	--

システム1

①システムの名称

介護情報基盤

②システムの機能

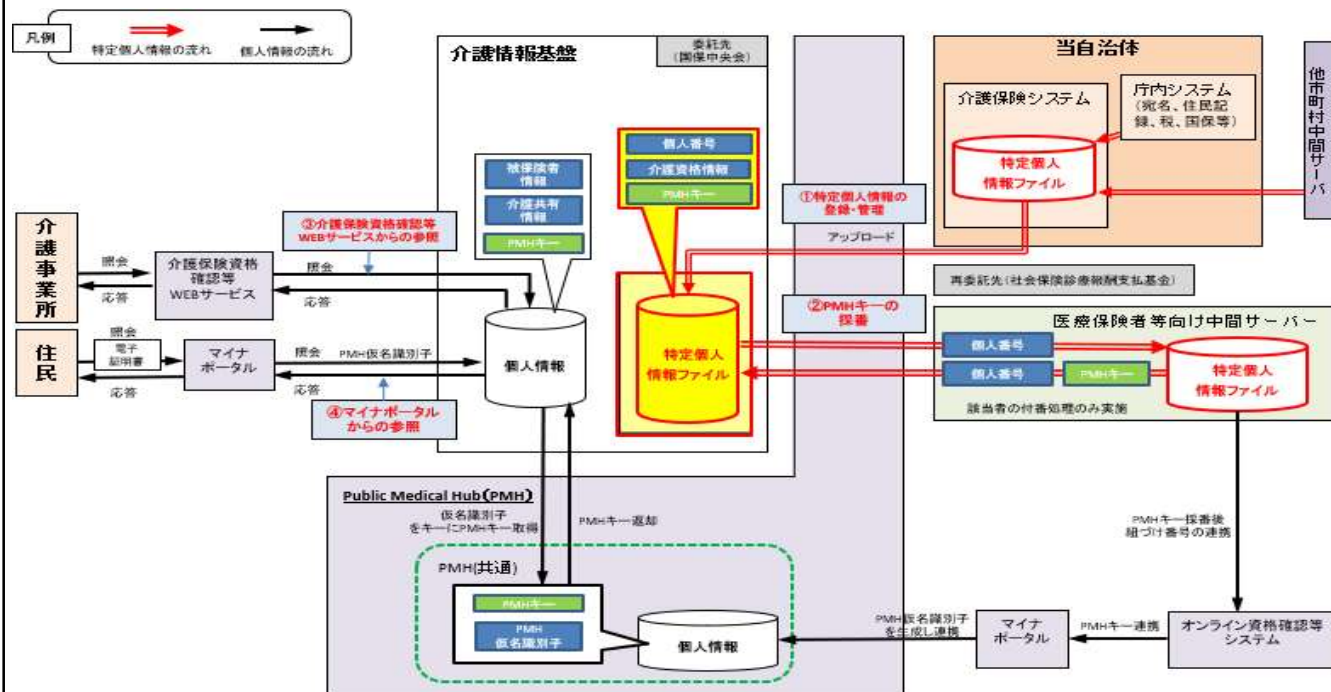
【※既存又は新規の評価書に以下事項を追記】
 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務>
 介護情報基盤が介護保険に係る各種データを扱う際には、個人を特定するキーとして、介護保険被保険者番号又はPublic Medical Hub(以下「PMH」という。)固有の識別子(PMHキー)にて制御する仕様としている(PMHキーは、特定個人情報と紐づけることで個人を特定するキーである)。詳細な機能は以下のとおり。

- ①特定個人情報の登録・管理
 - ・情報連携のため、本市区町村は、介護情報基盤(PMH介護領域)へ本事務に係る対象者の個人番号等の紐付け及び登録を行う。(LGWAN回線等経由)
 - ・介護情報基盤に登録された特定個人情報は、自治体からのアクセスのみに制御される。また特定個人情報を出力する機能はない。
- ②PMHキー採番
 - ・介護情報基盤は、医療保険者等向け中間サーバーに対してオンライン資格確認等システムとPMHが連動するためのPMHキーの採番処理を依頼する。
 - ・医療保険者等向け中間サーバーは、PMHキーを採番して介護情報基盤に回答する。
 - ・医療保険者等向け中間サーバーはPMHキーと紐付け番号を紐付けて、オンライン資格確認等システムへ連携する。
 - ・オンライン資格確認等システムはPMHキーと紐付け番号を紐付けて、マイナポータルに連携する。
 - ・マイナポータルは新たにPMH用の仮名識別子(PMH仮名識別子)を生成し、シリアル番号、PMH仮名識別子、PMHキーと紐付けて、PMHに連携する。
 - (連携後、マイナポータル上からPMHキーは削除される。)以降、マイナポータルからの介護情報参照等が可能となる。
- ③介護保険資格確認等WEBサービスからの参照
 - ・介護事業所が介護保険資格確認等WEBサービス経由で、事業所にて管理している被保険者の介護情報を確認する。
 - ・介護保険資格確認等WEBサービスは、被保険者番号をキーに介護情報基盤に対して介護情報(証等の情報、認定情報等)を照会する。
 - ・介護情報基盤は被保険者番号をキーに介護情報基盤の介護情報を取得し返却する。
- ④マイナポータルからの参照
 - ・住民がマイナポータル経由で、自身の介護保険情報を確認する。
 - ・マイナポータルは、PMH仮名識別子をキーに介護情報基盤に被保険者情報を照会する。
 - ・介護情報基盤はPMH共通にPMH仮名識別子を連携しPMHキーを取得し、PMHキーをキーに介護情報基盤の介護情報を取得し返却する。

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他（介護保険システム、マイナポータル、PMH、介護保険資格確認等WEBサービス、医療保険者等向け中間サーバー、オンライン資格確認等システム、履歴照会回答システム、介護保険審査支払等システム、LIFEシステム、HPKI認証局、資格確認端末）	
	介護情報基盤に接続する各システムについて記載しております。	
システム2～5		
システム6～10		
システム11～15		
システム16～20		
3. 特定個人情報ファイル名		
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由		
①事務実施上の必要性		
②実現が期待されるメリット		
5. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	[※既存又は新規の評価書に以下事項を追記] ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第1項及び別表第100の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第50条第11号 介護情報基盤を活用した情報連携は介護保険法第115条の45に基づく地域支援事業として実施するため、既存の評価対象に上記の条項が含まれていないのであれば、追記ください。	
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	☐ ☐ <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠		
7. 評価実施機関における担当部署		
①部署		
②所属長の役職名		
8. 他の評価実施機関		

(別添1) 事務の内容

PMHIにおいて介護情報基盤が介護保険に係る各種データを扱う際には、個人を特定するキーとして、被保険者番号又は独自の項目であるPMHキーにて制御する仕様としている。PMHキーは①～②の流れで、医療保険者等向け中間サーバーにて採番される。採番後に医療保険者等向け中間サーバーより連携を受けたマイナポータルではPMH仮名識別子の生成が行われ、PMHIにてPMHキーとPMH仮名識別子の紐づけが行われる。採番の過程で制御情報として特定個人情報には介護情報基盤に登録されるものの、PMHキーが採番されて以降は、介護保険資格確認等WEBサービスから介護保険に関連する情報にアクセスするには被保険者番号をキーとして、マイナポータルから介護保険に関連する情報にアクセスするにはPMH仮名識別子をキーとして、PMHキーをPMH(共通)から取得し制御する仕組みとなっている。このため、特定個人情報ファイルへのアクセスは、個人番号等の紐づけ及び登録のみに限定する仕組みとしている。



介護情報基盤の概要 全体図をご掲載ください。

(備考)

①特定個人情報の登録・管理

- ・情報連携のため、本市市区町村は、介護情報基盤へ本事務に係る対象者の個人番号等の紐付け及び登録を行う。(LGWAN回線等経由)
- ・介護情報基盤に登録された特定個人情報は、自治体からのアクセスのみに制御される。また特定個人情報を出力する機能はない。

②PMHキー採番

- ・介護情報基盤は、医療保険者等向け中間サーバーに対してオンライン資格確認等システムとPMHが連動するためのPMHキーの採番処理を依頼する。医療保険者等向け中間サーバーは、PMHキーを採番して介護情報基盤に回答する。
- ・医療保険者等向け中間サーバーはPMHキーと紐付け番号を紐付けて、オンライン資格確認等システムへ連携する。
- ・オンライン資格確認等システムはPMHキーと紐付け番号を紐付けて、マイナポータルに連携する。
- ・マイナポータルは新たにPMH用の仮名識別子(PMH仮名識別子)を生成し、シリアル番号、PMH仮名識別子、PMHキーと紐付けて、PMHIに連携する。(連携後、マイナポータル上からPMHキーは削除される。)以降、マイナポータルからの介護情報参照等が可能となる。

③介護保険資格確認等WEBサービスからの参照

- ・介護事業所が介護保険資格確認等WEBサービス経由で、事業所にて管理している被保険者の介護情報を確認する。
- ・介護保険資格確認等WEBサービスは、被保険者番号をキーに介護情報基盤に対して介護情報(証等の情報、認定情報等)を照会する。
- ・介護情報基盤は被保険者番号をキーに介護情報基盤の介護情報を取得し返却する。

④マイナポータルからの参照

- ・住民がマイナポータル経由で、自身の介護保険情報を確認する。
- ・マイナポータルは、PMH仮名識別子をキーに介護情報基盤に被保険者情報を照会する。
- ・介護情報基盤はPMH共通にPMH仮名識別子を連携しPMHキーを取得し、PMHキーをキーに介護情報基盤の介護情報を取得し返却する。

【記載例用様式】

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[]	＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[]	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		
	その必要性	
④記録される項目	[10項目未満]	＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
	その妥当性	[※既存又は新規の評価書に以下事項を追記] ＜介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務＞ ・識別情報 介護被保険者番号、個人番号(マイナンバー)、PMHキー…介護情報基盤が外部と情報連携するため必要となる。 ・業務関係情報 介護・高齢者福祉関係情報…(介護保険事務の適切な実施にあたり必要となる情報を管理し、)介護情報基盤が、外部と情報連携するために必要となる。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日		
⑥事務担当部署		

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☒ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☒ その他 (社会保険診療報酬支払基金)
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (LGWAN回線を用いた介護保険システムからのデータ連携、医療保険者等向け中間サーバー)
③入手の時期・頻度		<介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務> ・PMHキーの採番処理依頼時に都度、介護保険システムから特定個人情報を入手する。 システム連携による自動登録を想定して記載しております。画面からの登録等の方法を用いる場合には実態に即して記載ください。
④入手に係る妥当性		<介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務> ・PMHキーの採番処理依頼時に都度、市区町村介護保険システムから自動的に連携する。 システム連携による自動登録を想定して記載しております。画面からの登録等の方法を用いる場合には実態に即して記載ください。
⑤本人への明示		既存事務において変更が生じる場合には利用する実情に合わせて記載ください。 ※変更が生じない場合は、該当部分の変更は不要です。
⑥使用目的 ※		「地域支援事業に関する事務」が既存事務に含まれていない場合は、「地域支援事業を実施するため」等と記載ください。
変更の妥当性		
⑦使用の主体	使用部署 ※	
	使用者数	[] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

⑧使用方法 ※	[※既存又は新規の評価書に以下事項を追記] <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務> ・情報連携のため、本市区町村は、介護情報基盤(PMH介護領域)へ本事務に係る対象者の個人番号等の紐付け及び登録を行う。(LGWAN回線等経由) ・介護情報基盤は、医療保険者等向け中間サーバーに対してオンライン資格確認等システムとPMHが連動するためのPMHキーの採番処理を依頼する。 ・医療保険者等向け中間サーバーは、PMHキーを採番して介護情報基盤に回答する。 ・医療保険者等向け中間サーバーはPMHキーと紐付番号を紐付けて、オンライン資格確認等システムへ連携する。 ・オンライン資格確認等システムはPMHキーと紐付番号を紐付けて、マイナポータルに連携する。 ・マイナポータルは新たにPMH用の仮名識別子(PMH仮名識別子)を生成し、シリアル番号、PMH仮名識別子、PMHキーと紐付けて、PMHに連携する。(連携後、マイナポータル上からPMHキーは削除される。)以降、マイナポータルからの介護情報参照等が可能となる。 システム連携による自動登録を想定して記載しております。画面からの登録等の方法を用いる場合には実態に即して記載ください。	
	情報の突合 ※	[※既存又は新規の評価書に以下事項を追記] <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務> 特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。
	情報の統計分析 ※	
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	
⑨使用開始日		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] () 件 <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における特定個人情報ファイルの一部の取扱	
①委託内容	介護情報基盤の利用・情報連携業務及び運用保守業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 介護情報基盤に連携する被保険者の数となります。市区町村の実情に合わせてご記載ください。	
対象となる本人の範囲 ※	介護情報基盤に連携する被保険者の範囲となります。市区町村の実情に合わせてご記載ください。	
その妥当性	PMHキーの採番や、その適切な管理のために特定個人情報ファイルを取り扱う必要がある。	

③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満 ☐ 50人以上100人未満 ☐ 100人以上500人未満 ☐ 500人以上1,000人未満 ☐ 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 （ LGWAN又は閉域網回線を用いた提供 ）
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		○○国保連合会 （○○国保連合会は、国保中央会に再委託する）
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する ☐ 再委託しない
	⑧再委託の承諾方法	書面又は電磁的方法による承諾
	⑨再委託事項	介護情報基盤におけるPMHキーを用いた情報連携 介護情報基盤の運用保守
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている () 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☒ 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去														
①保管場所 ※		[※既存又は新規の評価書に以下事項を追記] <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務> ・特定個人情報の格納領域を分けて、ユーザアカウント権限の制御を行い、さらにアクセス者の識別を行う。 ・外部接続を行うクラウドサービス、バッチ処理等を行うクラウドサービス、データを格納するクラウドサービスでネットワークを分離する。 ・不正侵入を検知・防御するシステムを導入することで、ネットワーク、Webアプリケーションへの不正アクセスを防止する。 ・ログ監査により、不正アクセスを検知する。 ・データ暗号化、通信暗号化を行う。												
②保管期間	期間	<選択肢> <table border="0"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table> [10年以上20年未満]	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
	その妥当性	介護情報基盤の運用保守を専門的に実施する体制を構築するため												
③消去方法		[※既存又は新規の評価書に以下事項を追記] <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務> ・特定個人情報は10年で削除する。 ・データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 ・クラウドサービスが提供するユーザーが独自に作成、管理、制御する暗号化キーを削除することで、暗号化されたデータが復元できないようにする。												
7. 備考														

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

■PMHキー発行状況情報

- ・マイナンバー
- ・PMHキー
- ・処理通番
- ・ステータス
- ・エラーコード

■マイナンバー情報

- ・マイナンバー
- ・介護保険者番号
- ・介護保険被保険者番号
- ・PMHキー

■削除要求情報

- ・マイナンバー
- ・処理通番
- ・介護保険者番号
- ・介護保険被保険者番号
- ・資格取得日(証記載保険者)

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)【記載例用様式】

1. 特定個人情報ファイル名

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	〔※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載〕 ＜介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置＞ ・既存事務において本人確認を行った個人番号を既存システム（各業務システム）からPublic Medical Hub (PMH)に連携し、その本人確認済みの個人番号を医療保険者等向け中間サーバーに連携するが、提供した個人番号は加工することなく返却されるため、対象者以外の情報を入手することはない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	〔※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載〕 ＜介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置＞ 定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目のみが返却されるようシステムの制御している。自治体ごとのアクセス制御も実施する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	〔 〕 ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	〔※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載〕 ＜介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置＞ 定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目のみが返却されるようシステムの制御している。自治体ごとのアクセス制御も実施する。
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク

入手の際の本人確認の措置の内容	[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載] ＜介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置＞ 市区町村介護保険システムより連携される特定個人情報的加工することなくPMHキーの発行要求等を使用するため、不正確な特定個人情報が入手されることはない。
個人番号の真正性確認の措置の内容	[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載] ＜介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置＞ 市区町村介護保険システムより連携される特定個人情報加工することなくPMHキーの発行要求等を使用するため、不正確な特定個人情報が入手されることはない。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載] ＜介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置＞ 市区町村介護保険システムより連携される特定個人情報加工することなくPMHキーの発行要求等を使用するため、不正確な特定個人情報が入手されることはない。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容	[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載] ＜介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置＞ ・個人情報格納する領域については、外部連携先システムが直接アクセスが行えないようネットワークを分離するとともに、システム自動処理により、介護情報基盤システム内に格納される運用になっている。 ・外部連携先システムとの通信はVPN等の技術を用いた暗号化を行うことで通信内容秘匿、盗聴対策の対応をしている。
リスクへの対策は十分か	[2] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

3. 特定個人情報の使用					
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク					
宛名システム等における措置の内容					
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容		[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載] <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> ・個人情報を格納する領域については、外部連携先システムが直接アクセスが行えないようネットワークを分離するとともにシステム自動処理により、介護情報基盤システム内に格納される運用になっている。 ・外部連携先システムとの通信はVPN等の技術を用いた暗号化を行うことで通信内容秘匿、盗聴対策の対応をしている。			
その他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か		[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク					
ユーザ認証の管理		[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない			
	具体的な管理方法	[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載] <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> ・介護情報基盤へのログインはユーザID、パスワードで行う。 ・ログイン用のユーザIDは、管理者がユーザ登録を行った者に限定して発行される。			
アクセス権限の発効・失効の管理		[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない			
	具体的な管理方法	[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載] <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> ・ユーザ区分を整理し、定められたユーザのみがアクセス権限を管理できるようにする。			
アクセス権限の管理		[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない			
	具体的な管理方法	[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載] <介護情報基盤におけるPMHキーを用いた情報連携に係る介護保険事務における追加措置> <アクセス権限の管理> システム基盤への各対象毎のアクセス権限については、以下の管理をしている。 ①クラウドサービス ・運用保守事業者は、ユーザ管理環境でユーザを払い出し、ユーザの役割に応じた最小限の権限を付与した権限グループに所属させることで、各環境へのアクセス権限を管理する。 ・特定個人情報への参照権限を保持するグループについては、運用時のインシデント対応など一時的にアクセス権限を付与することとし、通常運用時は権限を付与しないこととする。 ②OS等 ・運用保守事業者は、ID/パスワードにより端末OSへのユーザのアクセス権限を管理する。 ③アプリケーション ・共用IDは発行せず、必ず個人に対し、ユーザーIDを発行する。 <パスワードポリシー> ・クラウドサービス、OS等に対するパスワードポリシーは、原則クラウドサービス、OS等の機能により設定し、ポリシーに従わないパスワードを自動的に拒否する。 ・システムにより自動作成される初期パスワードは推測容易な場合が多いため、初回利用時にパスワード変更を要求する設計とする。自動で変更要求できない場合は運用ルールによる対処を行う。 ・パスワードの使いまわしや推測されやすいパスワード設定を避けるため、定期的なパスワード変更は行わず、有効期限を無期限とする。			
特定個人情報の使用の記録		[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない			

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	
------------------	--

事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載] <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> ・個人情報を格納する領域については、外部連携先システムが直接アクセスが行えないようネットワークを分離するとともにシステム自動処理により、介護情報基盤システム内に格納される運用になっている。 ・外部連携先システムとの通信はVPN等の技術を用いた暗号化を行うことで通信内容秘匿、盗聴対策の対応をしている。	
---------------------------------	--	--

その他の措置の内容	
-----------	--

リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----	---

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
----------	-----------	--

具体的な管理方法	〔※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載〕 〈介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置〉 ・介護情報基盤へのログインはユーザID、パスワードで行う。 ・ログイン用のユーザIDは、管理者がユーザ登録を行った者に限定して発行される。
----------	--

アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
-----------------	-----------	--

具体的な管理方法	〔※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載〕 ＜介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置＞ ・ユーザ区分を整理し、定められたユーザのみがアクセス権限を管理できるようにする。
----------	---

アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
-----------	-----------	--

具体的な管理方法	〔※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載〕 <介護情報基盤におけるPMHキーを用いた情報連携に係る介護保険事務における追加措置> <アクセス権限の管理> システム基盤への各対象毎のアクセス権限については、以下の管理をしている。 ①クラウドサービス ・運用保守事業者は、ユーザ管理環境でユーザを払い出し、ユーザの役割に応じた最小限の権限を付与した権限グループに所属させることで、各環境へのアクセス権限を管理する。 ・特定個人情報への参照権限を保持するグループについては、運用時のインシデント対応など一時的にアクセス権限を付与することとし、通常運用時は権限を付与しないこととする。 ②OS等 ・運用保守事業者は、ID/パスワードにより端末OSへのユーザのアクセス権限を管理する。 ③アプリケーション ・共用IDは発行せず、必ず個人に対し、ユーザーIDを発行する。 <パスワードポリシー> ・クラウドサービス、OS等に対するパスワードポリシーは、原則クラウドサービス、OS等の機能により設定し、ポリシーに従わないパスワードを自動的に拒否する。 ・システムにより自動作成される初期パスワードは推測容易な場合が多いため、初回利用時にパスワード変更を要求する設計とする。自動で変更要求できない場合は運用ルールによる対応を行う。 ・パスワードの使いまわしや推測されやすいパスワード設定を避けるため、定期的なパスワード変更は行わず、有効期限を無期限とする。
----------	--

特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
--------------	--------------	--

	具体的な方法 [※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載] <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの特定個人情報に関する安全管理措置のうち、システム化に関わる「技術的安全管理措置」に沿って、特定個人情報の保護措置を行っており、特定個人情報の使用の記録については、以下の措置を講じている。 <技術的安全管理措置> ・外部からの不正アクセス等の防止 一ログ監査を行い不正アクセスを検知する。 監査ログについては、クラウドサービスのマネージドサービスにより取得、管理し、クラウドサービスのコンソールにより参照する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載] <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> ・特定個人情報を取り扱う職員に対して、セキュリティに関する研修を行い、個人情報保護の重要性について教育するとともに、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止等の指導を徹底することで、業務外の使用を防止している。 ・委託業務については、委託先との契約により、委託業者が従事者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。 ・操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、業務外での使用を防止する。
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載] <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの特定個人情報に関する安全管理措置のうち、システム化に関わる「技術的安全管理措置」に沿って、特定個人情報の保護措置を行っており、特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクについては、以下の措置を講じている。 <技術的安全管理措置> ・アクセス制御 一ユーザアカウント権限の制御を行っている。 一外部接続を行うクラウドサービス、バッチ処理等を行うクラウドサービス、データを格納するクラウドサービスでネットワークを分離している。 一情報の種別に応じた格納領域の分割を行っている。 ・外部からの不正アクセス等の防止 一ウイルス/マルウェア対策・標的型攻撃対策・IDS/IPS・改ざん検知を行い、ネットワークへの不正なアクセスの防止、不正プログラムへの対策を行う。 一Webアプリケーションへの不正アクセスを防止する。 一セキュリティ設計やセキュアコーディング等のセキュリティ対策を実施した上で、本システムの稼働前にセキュリティの専門家によるセキュリティ診断(ペネトレーションテスト等)を実施し、セキュリティ対策が十分行われていることを確認している。 一ログ監査を行い不正アクセスを検知する。 ・漏えい等の防止 一業務データの暗号化については、キーポリシーによる柔軟なアクセス制御、およびクラウドサービス利用終了時に暗号化消去によるデータの完全廃棄を行うことを目的として、原則ユーザーが独自に作成、管理、制御する暗号化キーを使用し、データの暗号化を行っている。 一通信経路の暗号化を行っている。 一情報の種別に応じた格納領域の分割を行っている。
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

☐ 委託しない

委託契約書の記載事項は、各市区町村との契約内容に応じてご記載ください。記載例は参考となります。

情報保護管理体制の確認	[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載] <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> 本市区町村は、介護情報基盤における情報登録に係る業務及び運用保守業務における特定個人情報の取扱いを公益社団法人国民健康保険中央会に委託することとする。特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に基づき、委託先となる公益社団法人国民健康保険中央会の設備、技術水準、従業者に対する監督・教育の状況等を事前に確認する。
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載] <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの特定個人情報に関する安全管理措置のうち、システム化に関わる「技術的安全管理措置」に沿って、特定個人情報の保護措置を行っており、特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限については、以下の措置を講じている。 <技術的安全管理措置> ・アクセス制御 ーユーザアカウント権限の制御を行っている。 ー外部接続を行うクラウドサービス、バッチ処理等を行うクラウドサービス、データを格納するクラウドサービスでネットワークを分離している。 ー情報の種別に応じた格納領域の分割を行っている。 ・外部からの不正アクセス等の防止 ーウイルス/マルウェア対策・標的型攻撃対策・IDS/IPS・改ざん検知を行い、ネットワークへの不正なアクセスの防止、不正プログラムへの対策を行う。 ーWebアプリケーションへの不正アクセスを防止する。 ーセキュリティ設計やセキュアコーディング等のセキュリティ対策を実施した上で、本システムの稼働前にセキュリティの専門家によるセキュリティ診断(ペネトレーションテスト等)を実施し、セキュリティ対策が十分行われていることを確認している。 ーログ監査を行い不正アクセスを検知する。 ・漏えい等の防止 ー業務データの暗号化については、キーポリシーによる柔軟なアクセス制御、およびクラウドサービス利用終了時に暗号化消去によるデータの完全廃棄を行うことを目的として、原則ユーザーが独自に作成、管理、制御する暗号化キーを使用し、データの暗号化を行っている。 ー通信経路の暗号化を行っている。 ー情報の種別に応じた格納領域の分割を行っている。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載] <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの特定個人情報に関する安全管理措置のうち、システム化に関わる「技術的安全管理措置」に沿って、特定個人情報の保護措置を行っており、特定個人情報ファイルの取扱いの記録については、以下の措置を講じている。 <技術的安全管理措置> ・外部からの不正アクセス等の防止 ーログ監査を行い不正アクセスを検知する。 ー 監査ログについては、クラウドサービスのマネージドサービスにより取得、管理し、クラウドサービスのコンソールにより参照する。

特定個人情報の提供ルール		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載] <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> ・委託先(再委託も含む。)から他者への提供は行わない。 ・本市区町村は委託契約に基づき、委託先(再委託先も含む。)から他者への提供が行われていないことを確認できる。	
	委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載] <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> ・委託先には、業務上、最低限必要な範囲の特定個人情報のみを提供できる。それ以外の提供は一切認められず、その旨を委託契約書にも明記する。 ・本市区町村は委託契約に基づき、委託先(再委託先も含む。)から契約書で定められた範囲の特定個人情報しか提供されていないことを確認できる。	
特定個人情報の消去ルール		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	ルール内容及びルール遵守の確認方法	[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載] <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> ・委託契約終了後は保管していた全ての特定個人情報を消去する。 ・特定個人情報を紙媒体で保管しない。 ・委託契約書に基づき、消去について、本市区町村は報告を受けることができ、それにより消去状況について確認が可能となる。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	規定の内容	<介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)を遵守し、委託契約書に以下の規定を設ける。 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・再委託における条件 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の消去 ・特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況についての報告 ・実地の監査、調査等に関する事項	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載] <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> ・再委託の相手方は、委託先が負っている本契約上の義務と同等の義務を負うことを委託契約書に定める。 ・委託先である公益社団法人国民健康保険中央会が、再委託先における特定個人情報ファイルの管理状況の定期的な点検(年1回程度又は随時)を実施する。 ・点検は、セルフチェックを基本とし、必要に応じて訪問確認をする。 ・点検後に改善事項があり、改善指示した場合は、改善状況のモニタリングを行う。 ・点検結果について、年1回公益社団法人国民健康保険中央会から報告を受ける。	
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か		[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）

[○] 提供・移転しない

当事務において、特定個人情報の提供や移転は行わないため既存事務の範囲にてご記載ください。

リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転の記録	[]	☐ 1) 記録を残している ☐ 2) 記録を残していない
具体的な方法		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	☐ 1) 定めている ☐ 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	☐ 1) 特に力を入れている ☐ 2) 十分である ☐ 3) 課題が残されている

リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク

リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	☐ 1) 特に力を入れている ☐ 2) 十分である ☐ 3) 課題が残されている

リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク

リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	☐ 1) 特に力を入れている ☐ 2) 十分である ☐ 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

〔 〇 〕 接続しない(入手) 〔 〇 〕 接続しない(提供)

当事務において、情報提供ネットワークシステムとの直接的な接続は想定しておりません。各市区町村の

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容

リスクへの対策は十分か

[]

<選択肢>

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容

リスクへの対策は十分か

[]

<選択肢>

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容

リスクへの対策は十分か

[]

<選択肢>

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容

リスクへの対策は十分か

[]

<選択肢>

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

リスク5: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容

リスクへの対策は十分か

[]

<選択肢>

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク

リスクに対する措置の内容

リスクへの対策は十分か

[]

<選択肢>

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

リスクに対する措置の内容

リスクへの対策は十分か

[]

<選択肢>

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容		[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載] <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> ①クラウド事業者が保有・管理する環境(日本国内)に設置し、クラウド事業者による設置場所への入退室記録管理及び施錠管理をすることでリスクを回避する。クラウド事業者はISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証、及びISO/IEC27018の認証を取得し、セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できるものを選定し、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしているものとする。 ②クラウド環境にアクセスできる運用・保守拠点では、以下の対策方針に則り運用保守事業者が保守拠点への対策を講じている。 <通信のなりすまし防止> ・介護情報基盤に接続可能なセキュリティ区画の分離、入退室管理を行う。 ・情報システムの機器番号等による接続機器の識別を行う。 <不正プログラムの感染防止> ・OS標準のマルウェア対策機能を利用し、運用保守端末の不正プログラムを検出する。 <不正プログラム対策の管理> ・OS標準のマルウェア対策機能を利用し、運用保守端末の不正プログラム対応状況を一元管理する。 <構築時の脆弱性対策> ・最新のセキュリティパッチを適用する。 <運用時の脆弱性対策> ・最新のセキュリティパッチを自動適用する。 <ログの蓄積・管理> ・運用保守端末の操作ログを収集する。 <時刻の正確性確保> ・クラウドサービスが提供している時刻同期のサービスを時刻同期元とする。 <情報の物理的保護> ・運用保守端末への対策として下記を実施する。 一端末の離席対策(自動スクリーンロック) 一端末のワイヤーロック 一記録装置のパスワードロック、暗号化 一データ消去ソフトや物理的破壊による情報の完全廃棄 ・セキュリティ区画への対策として下記を実施する。A268:AH284 一携帯電話、メモリデバイス等の持ち込みの監視及び制限 一物品持ち出し管理 <侵入の物理的対策> ・介護情報基盤に接続可能なセキュリティ区画の分離、入退室管理を行う。 <外部記録媒体を利用する場合の保管・消去に係るリスク対策> ・作業に用いる外部記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる外部記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。

⑥技術的対策	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載] <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの特定個人情報に関する安全管理措置のうち、システム化に関わる「技術的安全管理措置」に沿って、特定個人情報の保護措置を行っている。 <技術的安全管理措置> ・アクセス制御 ーユーザアカウント権限の制御を行っている。 ー外部接続を行うクラウドサービス、バッチ処理等を行うクラウドサービス、データを格納するクラウドサービスでネットワークを分離している。 ー情報の種別に応じた格納領域の分割を行っている。 ・アクセス者の識別と認証 ークラウドサービスのリソースへのアクセス権を一時的に付与するサービスやクラウドサービスのリソースへの操作を許可または拒否する権限を定義するサービスを活用した認可、OS等による認可でアクセス者の識別を行っている。 ・外部からの不正アクセス等の防止 ーウイルス/マルウェア対策・標的型攻撃対策・IDS/IPS・改ざん検知を行い、ネットワークへの不正なアクセスの防止、不正プログラムへの対策を行う。 ーWebアプリケーションへの不正アクセスを防止する。 ーセキュリティ設計やセキュアコーディング等のセキュリティ対策を実施した上で、本システムの稼働前にセキュリティの専門家によるセキュリティ診断(ペネトレーションテスト等)を実施し、セキュリティ対策が十分行われていることを確認している。 ーログ監査を行い不正アクセスを検知する。 ・漏えい等の防止 ー業務データの暗号化については、キーポリシーによる柔軟なアクセス制御、およびクラウドサービス利用終了時に暗号化消去によるデータの完全廃棄を行うことを目的として、原則ユーザーが独自に作成、管理、制御する暗号化キーを使用し、データの暗号化を行っている。 ー通信経路の暗号化を行っている。 ー情報の種別に応じた格納領域の分割を行っている。 ・データの遠隔地保管 ー大阪リージョンにバックアップファイルを保管する。	
⑦バックアップ	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		

⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載] <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> ・特定個人情報の格納領域を分ける。 ・ユーザアカウント権限の制御を行う。 ・外部接続を行うクラウドサービス、バッチ処理等を行うクラウドサービス、データを格納するクラウドサービスでネットワークを分離する。 ・アクセス者の識別を行えるようにする。 ・不正侵入を検知・防御するシステムを導入することで、ネットワーク、Webアプリケーションへの不正アクセスを防止する。 ・ログ監査により、不正アクセスを検知する。 ・データ暗号化、通信暗号化を行う。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載] <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> 市区町村介護保険システムより異動情報等が連携され、最新化されるため古い情報のまま保管されるリスクはない。 システム連携による自動登録を想定して記載しております。画面からの登録等の方法を用いる場合には実態に即して記載ください。	
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載] <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> ・特定個人情報は10年で削除する。 ・データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 ・クラウドサービスが提供するユーザーが独自に作成、管理、制御する暗号化キーを削除することで、暗号化されたデータが復元できないようにする。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> 個人情報等が漏えいした場合の対策として、セキュリティポリシーを遵守し、必要な措置を講ずることとしており、緊急時には、緊急連絡先等により対応する。 ①情報システム担当者にて事案を確認 ②情報セキュリティ管理者(又は情報セキュリティ責任者)に連絡・報告、応急処置等の指示 ③最高情報セキュリティ責任者(又は情報セキュリティ統括責任者)・情報セキュリティ委員会に報告 ④事実関係の調査、原因の究明及び影響範囲の特定を行う ⑤影響を受ける可能性のある本人への連絡及び関係する機関等へ連絡・対応指示 ⑥個人情報等を漏えいさせた医療保険者等の制度所管省庁(厚生労働省、財務省、総務省、文部科学省)及び個人情報保護委員会への報告 ⑦事実関係、再発防止策等の公表		

IV その他のリスク対策 ※

【記載例用様式】

1. 監査

①自己点検	[<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> 情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な自己点検を行う。

②監査	[] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> 情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監査を行う。

2. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない]
具体的な方法	<介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> 情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、適切な指導を行う。

3. その他のリスク対策

＜介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置＞
情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。

V 開示請求、問合せ

【記載例用様式】

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	
②請求方法	
特記事項	
③手数料等	[] （手数料額、納付方法： ） ＜選択肢＞ 1) 有料 2) 無料
④個人情報ファイル簿の公表	[] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	
公表場所	
⑤法令による特別の手続	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	
②対応方法	

VI 評価実施手続

【記載例用様式】

1. 基礎項目評估

①実施日	
②しきい値判断結果	[<選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)]

2. 国民・住民等からの意見の聴取

①方法	
②実施日・期間	
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	

3. 第三者点検

①実施日	
②方法	
③結果	

4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】

①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

[illegible]

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

【介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務(記載例)】

(注意事項)

- ・既存の評価書に追記すべき事項を示した記載例です。
- ・記載例を元に既存の様式を修正するか、新規に作成ください
- ・この様式をそのままシステムにアップロードしないでください。

評価書番号	評価書名

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

特記事項	

評価実施機関名

--

公表日

--

この様式については記載例(テンプレート)用に調整しているため、マイナンバー保護評価システムへアップロードすることはできません。評価書の作成にあたっては、マイナンバー保護評価システムもしくはデジタルPMOからダウンロードした様式を使用してください。

I 関連情報

【記載例用様式】

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	本項目は、評価対象として追記いただく既存事務の名称になるため、各自治体様にて記載いただく想定。
②事務の概要	○地域支援事業に関する事務 ・被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、被保険者、介護サービス事業者その他の関係者が被保険者に係る情報を共有し、及び活用することを促進する事業として、介護情報基盤を活用した情報連携を実施する。 ＜介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務＞ ・市区町村は、介護情報基盤へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、介護保険関係情報、介護保険認定情報、介護保険住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の紐付け及び登録を行う。 ・介護サービス事業所は、介護保険資格確認等WEBサービス経由で、事業所の利用者に関して市区町村が登録した情報の確認等を行う。 ・住民は、マイナポータル経由で、本事務に係る自身の介護保険資格情報、介護保険認定審査進捗情報、介護保険住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の情報の確認等を行う。
③システムの名称	介護情報基盤
2. 特定個人情報ファイル名	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	この記載欄には、評価対象の既存事務において、個人番号を利用する法令上の根拠を記載してください。各団体毎の既存の評価書の記載ぶりにより、PMHを利用する際の委託に伴う提供の根拠の記載が必要な場合には、「番号法19条6号」を記載ください。
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	介護情報基盤は情報提供ネットワークシステムと連携しないため、記載は行わない想定。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	
②所属長の役職名	
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上]
いつ時点の計数か	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満] 委託先(再委託先を含む。)の取扱者数は、10人以上50人未満となります。
いつ時点の計数か	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし] 本項目は、各自治体様に記入いただく想定。

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

Ⅳ リスク対策

2～7のリスク対策については、提供している重点項目評価の記載(Ⅲ)に詳細を記載していますので、参照してご記入ください。

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
介護情報基盤における対策は、重点項目評価書のⅢ.2をご参照ください。		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
介護情報基盤における対策は、重点項目評価書のⅢ.3をご参照ください。		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
介護情報基盤においては、委託に伴う提供のみとなります。		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
介護情報基盤においては、委託に伴う提供のみとなります。		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
介護情報基盤においては、情報提供ネットワークシステムは利用しません。		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

変更箇所

[illegible]

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

【介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務(記載例)】

(注意事項)

- ・既存の評価書に追記すべき事項を示した記載例です。
- ・記載例を元に既存の様式を修正するか、新規に作成ください。
- ・この様式をそのままシステムにアップロードしないでください。

評価書番号	評価書名

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
特記事項	

評価実施機関名

公表日

この様式については記載例(テンプレート)用に調整しているため、マイナンバー保護評価システムへアップロードすることはできません。評価書の作成にあたっては、マイナンバー保護評価システムもしくはデジタルPMOからダウンロードした様式を使用してください。

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

【記載例用様式】

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	本項目は、評価対象として追記いただく既存事務の名称になるため、各自治体様にて記載いただく想定。
②事務の内容	[※既存又は新規の評価書に以下事項を追記] ○地域支援事業に関する事務 ・被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、被保険者、介護サービス事業者その他の関係者が被保険者に係る情報を共有し、及び活用することを促進する事業として、介護情報基盤を活用した情報連携を実施する。 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務> ・市区町村は、介護情報基盤へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、介護保険関係情報、介護保険認定情報、介護保険住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の紐付け及び登録を行う。 ・介護サービス事業所は、介護保険資格確認等WEBサービス経由で、事業所の利用者に関して市区町村が登録した情報の確認等を行う。 ・住民は、マイナポータル経由で、本事務に係る自身の介護保険資格情報、介護保険認定審査進捗情報、介護保険住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の情報の確認等を行う。
③対象人数	<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	介護情報基盤
②システムの機能	[※既存又は新規の評価書に以下事項を追記] <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務> 介護情報基盤が介護保険に係る各種データを扱う際には、個人を特定するキーとして、介護保険被保険者番号又はPublic Medical Hub(以下「PMH」という。)固有の識別子(PMHキー)にて制御する仕様としている(PMHキーは、特定個人情報と紐づけることで個人を特定するキーである)。詳細な機能は以下のとおり。 ①特定個人情報の登録・管理 ・情報連携のため、本市区町村は、介護情報基盤(PMH介護領域)へ本事務に係る対象者の個人番号等の紐付け及び登録を行う。(LGWAN回線等経由) ・介護情報基盤に登録された特定個人情報、自治体からのアクセスのみに制御される。また特定個人情報を出力する機能はない。 ②PMHキー採番 ・介護情報基盤は、医療保険者等向け中間サーバーに対してオンライン資格確認等システムとPMHが連動するためのPMHキーの採番処理を依頼する。 医療保険者等向け中間サーバーは、PMHキーを採番して介護情報基盤に回答する。 ・医療保険者等向け中間サーバーはPMHキーと紐付番号を紐付けて、オンライン資格確認等システムへ連携する。 ・オンライン資格確認等システムはPMHキーと紐付番号を紐付けて、マイナポータルに連携する。 ・マイナポータルは新たにPMH用の仮名識別子(PMH仮名識別子)を生成し、シリアル番号、PMH仮名識別子、PMHキーと紐付けて、PMHに連携する。 (連携後、マイナポータル上からPMHキーは削除される。)以降、マイナポータルからの介護情報参照等が可能となる。 ③介護保険資格確認等WEBサービスからの参照 ・介護事業所が介護保険資格確認等WEBサービス経由で、事業所にて管理している被保険者の介護情報を確認する。 ・介護保険資格確認等WEBサービスは、被保険者番号をキーに介護情報基盤に対して介護情報(証等の情報、認定情報等)を照会する。 ・介護情報基盤は被保険者番号をキーに介護情報基盤の介護情報を取得し返却する。 ④マイナポータルからの参照 ・住民がマイナポータル経由で、自身の介護保険情報を確認する。 ・マイナポータルは、PMH仮名識別子をキーに介護情報基盤に被保険者情報を照会する。 ・介護情報基盤はPMH共通にPMH仮名識別子を連携しPMHキーを取得し、PMHキーをキーに介護情報基盤の介護情報を取得し返却する。

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム	
	☒ その他 (介護保険システム、マイナポータル、PMH、介護保険資格確認等WEBサービス、医療保険者等向け中間サーバー、オンライン資格確認等システム、履歴照会回答システム、介護保険審査支払等システム、LIFEシステム、HPKI認証局、資格確認端末)	
直接接続されるシステムを記載ください。標準的なものを記載しています。各事務で利用する既存の業務システムは、各団体毎にシステム構成が異なると思われるので、実情に応じて記載ください。		
システム2～5		
システム6～10		
システム11～15		
システム16～20		
3. 特定個人情報ファイル名		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	本項目は、個人番号取り扱いの法令上の根拠のため、自治体様での記載を想定。 この記載欄には、評価対象の既存事務において、個人番号を利用する法令上の根拠を記載してください。各団体毎の既存の評価書の記載ぶりにより、介護情報基盤を利用する際の委託に伴う提供の根拠の記載が必要な場合には、「番号法19条6号」を記載ください。	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	☐ 実施しない ☐ ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	介護情報基盤は情報提供ネットワークシステムと連携しないため、記載は行わない想定。	
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署		
②所属長の役職名		
7. 他の評価実施機関		

【記載例用様式】

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
その必要性	＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
④記録される項目	＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☒] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☒] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☒] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
その妥当性	[※既存又は新規の評価書に以下事項を追記] ＜介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務＞ ・識別情報 介護被保険者番号、個人番号(マイナンバー)、PMHキー…介護情報基盤が外部と情報連携するために必要となる。 ・業務関係情報 介護・高齢者福祉関係情報…(介護保険事務の適切な実施にあたり必要となる情報を管理し、)介護情報基盤が、外部と情報連携するために必要となる。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	
⑥事務担当部署	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☒ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☒ その他 (社会保険診療報酬支払基金)
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (LGWAN回線を用いた介護保険システムからのデータ連携、医療保険者等向け中間サーバー) ・医療保険者等向け中間サーバーは、PMHキーの採番時のデータを入手するため記載
③使用目的 ※		本項目は、既存事務でマイナンバーを含む特定個人情報の使用目的を記載いただく想定。
④使用の主体	使用部署	各自治体様にて記載いただく想定
	使用者数	[] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 各自治体様にて記載いただく想定
⑤使用方法		[※既存又は新規の評価書に以下事項を追記] <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務> ・情報連携のため、本市区町村は、介護情報基盤(PMH介護領域)へ本事務に係る対象者の個人番号等の紐付け及び登録を行う。(LGWAN回線等経由) ・介護情報基盤は、医療保険者等向け中間サーバーに対してオンライン資格確認等システムとPMHが連動するためのPMHキーの採番処理を依頼する。 ・医療保険者等向け中間サーバーは、PMHキーを採番して介護情報基盤に回答する。 ・医療保険者等向け中間サーバーはPMHキーと紐付番号を紐付けて、オンライン資格確認等システムへ連携する。 ・オンライン資格確認等システムはPMHキーと紐付番号を紐付けて、マイナポータルに連携する。 ・マイナポータルは新たにPMH用の仮名識別子(PMH仮名識別子)を生成し、シリアル番号、PMH仮名識別子、PMHキーと紐付けて、PMHIに連携する。(連携後、マイナポータル上からPMHキーは削除される。)以降、マイナポータルからの介護情報参照等が可能となる。
	情報の突合	既存事務で突合・登録された特定個人情報が介護情報基盤に連携されるため情報の突合はない想定。
⑥使用開始日		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	☐ 委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない () 件
委託事項1	介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における特定個人情報ファイルの一部の取扱
①委託内容	介護情報基盤の利用・情報連携業務及び運用保守業務
②委託先における取扱者数	☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	〇〇国保連合会 (〇〇国保連合会は、国保中央会に再委託する)
再委託	④再委託の有無 ※
	☐ 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法
⑥再委託事項	介護情報基盤におけるPMHキーを用いた情報連携 介護情報基盤の運用保守
委託事項2～5	
委託事項11～15	
委託事項16～20	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている () 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☒ 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

■PMHキー発行状況情報

- ・マイナンバー
- ・PMHキー
- ・処理通番
- ・ステータス
- ・エラーコード

■マイナンバー情報

- ・マイナンバー
- ・介護保険者番号
- ・介護保険被保険者番号
- ・PMHキー

■削除要求情報

- ・マイナンバー
- ・処理通番
- ・介護保険者番号
- ・介護保険被保険者番号
- ・資格取得日(証記載保険者)

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

【記載例用様式】

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク：目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載] <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> ・定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目のみが返却されるようシステムの的に制御している。自治体ごとのアクセス制御も実施する。 ・既存事務において本人確認を行った個人番号を既存システム（各業務システム）からPublic Medical Hub(PMH)に連携し、その本人確認済みの個人番号を医療保険者等向け中間サーバーに連携するが、提供した個人番号は加工することなく返却されるため、対象者以外の情報を入手することはない。
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 本項目は自治体様にて記入いただくことを想定。
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容	[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載] <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> ・個人情報格納する領域については、外部連携先システムが直接アクセスが行えないようネットワークを分離するとともにシステム自動処理により、介護情報基盤システム内に格納される運用になっている。 ・外部連携先システムとの通信はVPN等の技術を用いた暗号化を行うことで通信内容秘匿、盗聴対策の対応をしている。
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 本項目は自治体様にて記入いただくことを想定。 3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載] <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> ・介護情報基盤へのログインはユーザID、パスワードで行う。 ・ログイン用のユーザIDは、管理者がユーザ登録を行った者に限定して発行される。 ・各団体のセキュリティポリシー等の規定や、ネットワーク構成により記載が異なります。各団体毎記載例を参考に記載ください。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	<介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)を遵守し、委託契約書に以下の規定を設ける。 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・再委託における条件 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の消去 ・特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況についての報告 ・実地の監査、調査等に関する事項	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載] <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> ・再委託の相手方は、委託先が負っている本契約上の義務と同等の義務を負うことを委託契約書に定める。 ・委託先である公益社団法人国民健康保険中央会が、再委託先における特定個人情報ファイルの管理状況の定期的な点検(年1回程度又は随時)を実施する。 ・点検は、セルフチェックを基本とし、必要に応じて訪問確認をする。 ・点検後に改善事項があり、改善指示した場合は、改善状況のモニタリングを行う。 ・点検結果について、年1回公益社団法人国民健康保険中央会から報告を受ける。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）

☒ 提供・移転しない

リスク：不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

☒ 接続しない（入手）☒ 接続しない（提供）

リスク1：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

②クラウド環境にアクセスできる運用・保守拠点では、以下の対策方針に則り運用保守事業者が保守拠点への対策を講じている。

＜通信のなりすまし防止＞

- ・介護情報基盤に接続可能なセキュリティ区画の分離、入退室管理を行う。
- ・情報システムの機器番号等による接続機器の識別を行う。

＜不正プログラムの感染防止＞

- ・OS標準のマルウェア対策機能を利用し、運用保守端末の不正プログラムを検出する。

＜不正プログラム対策の管理＞

- ・OS標準のマルウェア対策機能を利用し、運用保守端末の不正プログラム対応状況を一元管理する。

＜構築時の脆弱性対策＞

- ・最新のセキュリティパッチを適用する。

＜運用時の脆弱性対策＞

- ・最新のセキュリティパッチを自動適用する。

＜ログの蓄積・管理＞

- ・運用保守端末の操作ログを収集する。

＜時刻の正確性確保＞

- ・クラウドサービスが提供している時刻同期のサービスを時刻同期元とする。

＜情報の物理的保護＞

- ・運用保守端末への対策として下記を実施する。

端末の離席対策（自動スクリーンロック）

端末のワイヤーロック

記録装置のパスワードロック、暗号化

データ消去ソフトや物理的破壊による情報の完全廃棄

- ・セキュリティ区画への対策として下記を実施する。

携帯電話、メモリデバイス等の持ち込みの監視及び制限

物品持ち出し管理

＜侵入の物理的対策＞

- ・介護情報基盤に接続可能なセキュリティ区画の分離、入退室管理を行う。

＜外部記録媒体を利用する場合の保管・消去に係るリスク対策＞

- ・作業に用いる外部記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。

また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。

- ・作業に用いる外部記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。

③特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの特定個人情報に関する安全管理措置のうち、システム化に関わる「技術的安全管理措置」に沿って、特定個人情報の保護措置を行っている。

＜技術的安全管理措置＞

- ・アクセス制御

ユーザアカウント権限の制御を行っている。

外部接続を行うクラウドサービス、パッチ処理等を行うクラウドサービス、データを格納するクラウドサービスでネットワークを分離している。

一情報の種別に応じた格納領域の分割を行っている。

- ・アクセス者の識別と認証

クラウドサービスのリソースへのアクセス権を一時的に付与するサービスやクラウドサービスのリソースへの操作を許可または拒否する権限を定義するサービスを活用した認可、OS等による認可でアクセス者の識別を行っている。

- ・外部からの不正アクセス等の防止

ウイルス/マルウェア対策・標的型攻撃対策・IDS/IPS・改ざん検知を行い、ネットワークへの不正なアクセスの防止、不正プログラムへの対策を行う。

Webアプリケーションへの不正アクセスを防止する。

セキュリティ設計やセキュアコーディング等のセキュリティ対策を実施した上で、本システムの稼働前にセキュリティの専門家によるセキュリティ診断（ペネトレーションテスト等）を実施し、セキュリティ対策が十分行われていることを確認している。

ログ監査を行い不正アクセスを検知する。

- ・漏えい等の防止

業務データの暗号化については、キーポリシーによる柔軟なアクセス制御、およびクラウドサービス利用終了時に暗号化消去によるデータの完全廃棄を行うことを目的として、原則ユーザーが独自に作成、管理、制御する暗号化キーを使用し、データの暗号化を行っている。

通信経路の暗号化を行っている。

情報の種別に応じた格納領域の分割を行っている。

- ・データの遠隔地保管

大阪リージョンにバックアップファイルを保管する。

④個人情報等が漏えいした場合の対策として、セキュリティポリシーを遵守し、必要な措置を講ずることとしており、緊急時には、緊急連絡先等により対応する。

- ・情報システム担当者にて事案を確認
- ・情報セキュリティ管理者(又は情報セキュリティ責任者)に連絡・報告、応急処置等の指示
- ・最高情報セキュリティ責任者(又は情報セキュリティ統括責任者)・情報セキュリティ委員会に報告
- ・事実関係の調査、原因の究明及び影響範囲の特定を行う
- ・影響を受ける可能性のある本人への連絡及び関係する機関等へ連絡・対応指示
- ・個人情報等を漏えいさせた医療保険者等の制度所管省庁(厚生労働省、財務省、総務省、文部科学省)及び個人情報保護委員会への報告
- ・事実関係、再発防止策等の公表

外部記録媒体を利用する場合は、下記記載例を参考に追記ください。

○物理的対策

- ・作業に用いる外部記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。
- ・作業に用いる外部記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。

○技術的対策

- ・外部記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。

8. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 本項目は自治体様にて記入いただくことを想定。
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	[] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 本項目は自治体様にて記入いただくことを想定。
10. その他のリスク対策	
<介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務における追加措置> 情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	

Ⅳ 開示請求、問合せ

【記載例用様式】

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	
②請求方法	
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	
②対応方法	

Ⅴ 評価実施手続

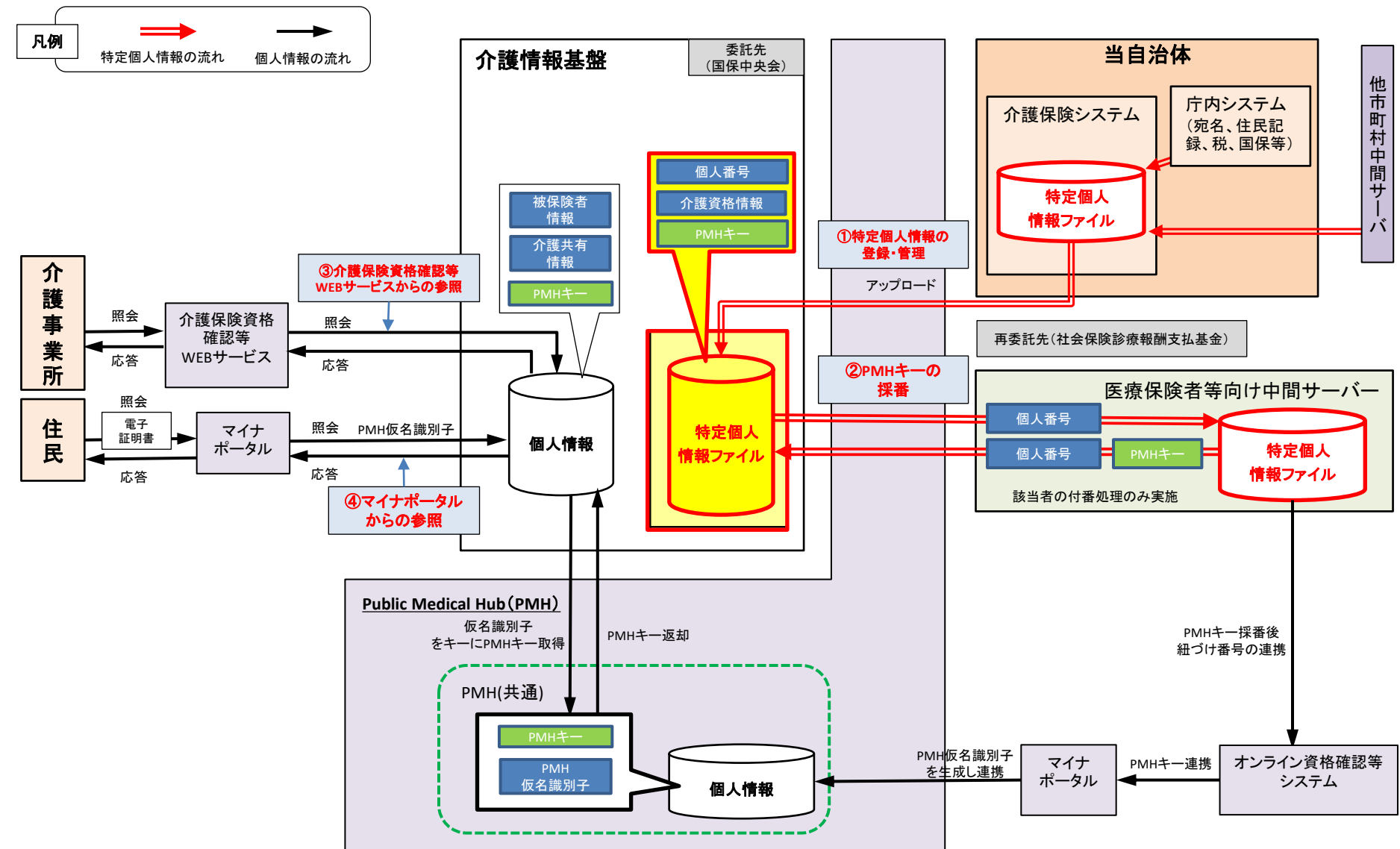
1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)]
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2) 変更箇所

[illegible]

介護情報基盤の概要 全体図

PMHにおいて介護情報基盤が介護保険に係る各種データを扱う際には、個人を特定するキーとして、被保険者番号又は独自の項目であるPMHキーにて制御する仕様としている。PMHキーは①～④の流れで、医療保険者等向け中間サーバーにて採番される。採番後に医療保険者等向け中間サーバーより連携を受けたマイナポータルではPMH仮名識別子の生成が行われ、PMHIにてPMHキーとPMH仮名識別子の紐づけが行われる。採番の過程で制御情報として特定個人情報（介護保険資格確認等）は介護情報基盤に登録されるものの、PMHキーが採番されて以降は、介護保険資格確認等WEBサービスから介護保険に関連する情報にアクセスする際には被保険者番号をキーとして、マイナポータルから介護保険に関連する情報にアクセスする際にはPMH仮名識別子をキーとして、PMHキーをPMH（共通）から取得し制御する仕組みとなっている。このため、特定個人情報ファイルへのアクセスは、個人番号等の紐づけ及び登録のみに限定する仕組みとしている。



① 特定個人情報の登録・管理

- ・情報連携のため、本市区町村は、介護情報基盤へ本事務に係る対象者の個人番号等の紐付け及び登録を行う。(LGWAN回線等経由)
- ・介護情報基盤に登録された特定個人情報は、自治体からのアクセスのみに制御される。また特定個人情報を出力する機能はない。

② PMHキー採番

- ・介護情報基盤は、医療保険者等向け中間サーバーに対してオンライン資格確認等システムとPMHが連動するためのPMHキーの採番処理を依頼する。医療保険者等向け中間サーバーは、PMHキーを採番して介護情報基盤に回答する。
- ・医療保険者等向け中間サーバーは、PMHキーと紐付番号を紐付けて、オンライン資格確認等システムへ連携する。
- ・オンライン資格確認等システムは、PMHキーと紐付番号を紐付けて、マイナポータルに連携する。
- ・マイナポータルは、新たにPMH用の仮名識別子(PMH仮名識別子)を生成し、シリアル番号、PMH仮名識別子、PMHキーと紐付けて、PMHに連携する。(連携後、マイナポータル上からPMHキーは削除される。)以降、マイナポータルからの介護情報の参照等が可能となる。

③ 介護保険資格確認等WEBサービスからの参照

- ・介護事業所は、介護保険資格確認等WEBサービス経由で、事業所にて管理している被保険者の介護情報を確認する。
- ・介護保険資格確認等WEBサービスは、被保険者番号をキーとして、介護情報基盤に対して介護情報(証等の情報、認定情報等)を照会する。
- ・介護情報基盤は、被保険者番号をキーとして、介護情報基盤の介護情報を取得し、返却する。

④ マイナポータルからの参照

- ・住民は、マイナポータル経由で、自身の介護情報を確認する。
- ・マイナポータルは、PMH仮名識別子をキーとして、介護情報基盤に被保険者情報を照会する。
- ・介護情報基盤は、PMH共通にPMH仮名識別子を連携してPMHキーを取得し、PMHキーをキーとして、介護情報基盤の介護情報を取得し、返却する。